

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	国民年金事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法および番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。 ①第1号被保険者からの資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に進達する。 ②第1号被保険者からの任意加入および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に進達する。 ③第1号被保険者から保険料免除申請書・学生納付特例申請書を受理・審査を行い、日本年金機構に進達する。 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求やその他給付に係る申請等を受理・審査を行い、日本年金機構に進達する。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46、116、128項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国民年金課
②所属長の役職名	国民年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市民生活部国民年金課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、特定個人情報を含む他者の個人情報が混入していないかなど、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31項	番号法第9条第1項 別表第一の31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 24条の2	事前	
平成29年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法 第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、47、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、84、87、91、92、94、98、99、100、102、103、118、119) (別表第2における情報照会の根拠) ・第47項、第48項、第49項、第50項	事前	
平成29年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
平成29年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年12月1日時点	事前	
平成29年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年12月1日時点	事前	
令和2年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I -4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による号繰り下げのため
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 24条の2	番号法第9条第1項 別表の46、116、128項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法 第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、47、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、84、87、91、92、94、98、99、100、102、103、118、119) (別表第2における情報照会の根拠) ・第47項、第48項、第49項、第50項		事後	
令和7年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、特定個人情報を含む他者の個人情報が混入していないかなど、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式改正に伴う項目の追加